



# 熊本県公報

第13368号  
令和6年(2024年)  
9月24日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

- 告示
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 1
- 特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立…………… (団体支援課) 1
- 公告
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 2

## 告示

### 熊本県告示第793号

平成27年(2015年)3月27日熊本県告示第332号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月24日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下鶴2-4	御船町滝尾	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

### 熊本県告示第794号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月24日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下鶴2-4	御船町滝尾	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

### 熊本県告示第795号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)9月24日

熊本県知事 木村 敬

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
有明海のり特定第2号	熊本北部漁業協同組合の地区のうち旧牛水漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第5号	岱明漁業協同組合の地区 のうち旧高道漁業協同組 合の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第6号	滑石漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第7号	大浜漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第10号	松尾漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第11号	小島漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第12号	沖新漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第13号	畠口漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第14号	海路口漁業協同組合の地 区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第15号	川口漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第16号	住吉漁業協同組合の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）
有明海のり特定第17号及 び不知火海のり特定第1号	網田漁業協同組合の地区 並びに三角町漁業協同組 合の地区のうち郡浦及び 大岳の地区	のり養殖業（網ひびを使用し て行うものに限る。）

## 公 告

## 熊本県公告第606号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年（2024年）9月24日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市合生字北田1318番1  
499.99平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
八代市鏡町鏡村1091番地1（101）  
緒方 琳太郎  
緒方 加奈

## 熊本県公告第607号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年（2024年）9月24日

熊本県知事 木村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エムズシティ  
水俣市大黒町二丁目3番18号 外
- 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名  
 (変更前) 生活協同組合 水光社  
 理事長 横山 卓雄  
 (変更後) 生活協同組合くまもと  
 代表理事 理事長 嶋田 誠
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
生活協同組合 水光社 理事長 横山 卓雄 水俣市古賀町一丁目1番1号	生活協同組合くまもと 代表理事 理事長 嶋田 誠 水俣市古賀町一丁目1番1号
あしきた農業協同組合 代表理事組合長 坂本 榮吉 芦北郡芦北町大字佐敷424	退 店
有限会社前田生花店 代表取締役 前田 澄子 水俣市南福寺7番7号	有限会社前田生花店 代表取締役 前田 茂樹 水俣市南福寺7番7号
有限会社キクチ 代表取締役 菊池 秀昭 宇土市善道寺町95	退 店
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条町賀茂工業団地	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社江崎建材店 代表取締役 江崎 栄蔵 鹿児島県出水郡高尾野町柴引2026-2	退 店
有限会社家具の大安 代表取締役 新留 清次 鹿児島県出水市緑町49番31号	退 店
江崎物産株式会社 代表取締役 伊藤 和彦 福岡県北九州市門司区黄金町6-28	退 店
株式会社フジカラー熊本宮崎 代表取締役 佐野 進 熊本市下碓川町2099番地1	退 店
出 店	写真ランド 森山 小百合 水俣市袋1403-9
出 店	ヘルスラボ合同会社 代表社員 日隈 雄太郎 熊本市南区出仲間一丁目1-21
出 店	株式会社西松屋チェーン 代表取締役社長 大村 浩一 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
出 店	NPO法人ほのぼのクラブ 代表 原永 智子 水俣市丸島二丁目8番15号

3 変更の年月日

- (1) 平成26年(2014年) 4月 1日  
 (2) 令和 5年(2023年) 11月30日

4 届出年月日

令和6年(2024年) 8月28日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振

興局総務振興課

令和6年(2024年)9月24日から令和7年(2025年)1月24日まで

6 その他

法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和7年(2025年)1月24日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。